

精神疾患合併妊娠の管理の評価

骨子【Ⅲ－５（５）】

第１ 基本的な考え方

精神疾患を合併した場合の妊娠・出産リスク等を考慮し、精神疾患を合併した妊娠及び分娩の管理に対する評価を行う。

第２ 具体的な内容

ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算及びハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定対象となる患者に、精神疾患の患者（当該保険医療機関で精神療法を実施しているもの又は他の保険医療機関で精神療法を実施し、当該保険医療機関に診療情報提供書を提供しているものに限る。）を加える。